

高岡市議会 3月定例会提出議案について

1 件数

初日提案(3月3日)29件(予算14件、条例10件、その他4件、報告1件)

追加提案(3月5日)平成21年度各会計補正予算

追加提案(3月24日)1件(人事1件)

2 議案の概要(予算議案を除く。)

(1) 条 例(10件)

1 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

退職、採用等による職員数の変動に伴い、職員定数を改正するもの

(内容)

区 分		平成 22 年度	平成 21 年度	差引
議会の事務局の職員		11	11	
市長の事務 部局の職員	一般職員(下欄に掲 げる職員を除く。)	1,032	1,047	15
	高岡市民病院事業会 計に属する職員	503	503	
水道事業管理者の事務部局の職員		77	81	4
監査委員の事務局の職員		5	5	
農業委員会の職員		5	5	
教育委員会の事務局の職員		65	71	6
教育委員会の所管に属する学校そ の他の教育機関の職員		154	154	
消防職員		223	223	
合 計		2,075	2,100	25

・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

2 高岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

人事院勧告に準じて、超過勤務手当の支給割合の引上げを行うほか、職員の給料を臨時的に減額するため、所要の措置を講ずるもの

(主な内容)

- ・平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間における職員（医師を除く。）の給料の減額
部 長 4 %
管理職 3 %
一般職 1 %
- ・月 60 時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合の引上げ
現 行： 100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間は100分の150）
改正後： 100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間は100分の175）
- ・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

3 高岡市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 「高岡市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正」
- 「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正」
- 「高岡市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正」

【人事課】

(趣旨)

特別職の給料を臨時的に減額するため、所要の措置を講ずるもの

(主な内容)

- ・平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間における市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の給料の減額
市 長 15%
副市長、教育長及び水道事業管理者 7 %
- ・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

4 高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び高岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」

「高岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」

附則「高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正」

【人事課】

(趣旨)

人事院勧告に準じて、職員の勤務時間を変更するほか、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代わる超勤代休時間の指定ができる制度を新設するもの

(主な内容)

【職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正】

- ・ 1日当たりの勤務時間の変更
8時間 7時間 45分
- ・ 1週間当たりの勤務時間の変更

	現行	改正後
下記以外の職員	40時間	38時間 45分
再任用短時間勤務職員	16時間～32時間	15時間 30分～31時間
任期付短時間勤務職員	32時間	31時間

- ・ 月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の引上げ分(100分の25)の支給に代えて勤務することを要しない時間(超勤代休時間)を指定することができる制度を新設

【水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正】

- ・ 超勤代休時間を指定された場合において、当該代休時間について給与の減額から除外するための規定整備

【職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

- ・ 育児短時間勤務における1週間当たりの勤務時間の変更

	現行	改正後
20時間	8時間×2日 4時間×1日	19時間 25分 7時間 45分×2日 3時間 55分×1日
20時間	4時間×5日	19時間 35分 3時間 55分×5日
24時間	8時間×3日	23時間 15分 7時間 45分×3日
25時間	5時間×5日	24時間 35分 4時間 55分×5日

【職員の修学部分休業に関する条例の一部改正】

- ・ 修学部分休業の取得可能時間の範囲の変更
1週間を通じて20時間を 1週間当たりの通常の勤務時間の
超えない範囲内 2分の1を超えない範囲内
- ・ 取得の単位の変更 30分単位 5分単位
- ・ 施行期日 平成22年4月1日

5 高岡市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

【児童育成課】

(趣旨)

児童福祉法の改正による「保育の実施」の定義変更に伴い、現行どおり「保育所における保育」を実施することを明示するため、所要の条文整備を行うもの

(主な内容)

- ・「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」として定義する。
- ・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

6 高岡市保育所条例の一部を改正する条例

【児童育成課】

(趣旨)

要保育児童数の変動に伴い、保育所の定員を変更するもの

(主な内容)

	現行	改正
高岡市中央保育園	60 人	50 人 (10)
高岡市佐野保育園	90 人	80 人 (10)
高岡市おぜ保育園	30 人	20 人 (10)

市立保育所 (19 箇所) の総定員 1,690 人 1,660 人 (30)

- ・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

7 高岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

【児童育成課】

(趣旨)

乳児、幼児及び児童の医療費助成に係る対象年齢の拡大措置を講ずるもの

(主な内容)

- ・対象年齢の拡大
現 行： 入院及び入院外とも、小学校 3 年生まで
改正後： 入院は小学校 6 年生まで、入院外は小学校 3 年生まで

新たに助成対象となる小学校 4 年生から 6 年生までに対する助成の方法は、施行後 6 か月間は償還払いの方法により、その後は現物給付の方法により実施する。

- ・施行期日 平成 22 年 4 月 1 日

8 富山高岡広域都市計画事業新駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（新規）

【駅周辺・新幹線対策課】

（趣旨）

新高岡駅（仮称）周辺地区における富山高岡広域都市計画事業新駅周辺土地区画整理事業に関し、土地区画整理法の規定に基づく施行規程を定めるもの

（主な内容）

- (1) 土地区画整理事業の名称
 - (2) 施行地区に含まれる地域の名称
 - (3) 土地区画整理事業の範囲
 - (4) 事務所の所在地
 - (5) 費用の負担
 - (6) 土地区画整理審議会並びにその委員及び予備委員に関する事項 など
- ・施行期日 事業計画決定の公告の日

9 高岡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

【下水道管理課】

（趣旨）

大規模宅地等の土地を保有する下水道事業の受益者に対し、その負担金の賦課を保留することにより単年度負担の軽減を図るなど、所要の措置を講ずるもの

（主な内容）

- ・賦課保留することができる土地
- (1) 受益者自らの居住の用に供し、その利用の形態が一体をなしていると認められる土地で1,000平方メートルを超えるもの
 - (2) 特別の事情により賦課を保留する必要があると認められる土地
- ・施行期日 平成22年4月1日

10 高岡市火災予防条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

（趣旨）

避難障害の発生を防止するため、個室型店舗の個室に設ける避難通路に面する外開き戸を、自動閉鎖式とするよう義務付けを図るもの

（主な内容）

- ・規制の対象
- カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するもの
- ・施行期日 平成22年4月1日

(2) その他(4件)

1 指定管理者の指定について
(高岡市里山交流センター)

【農業水産課】

(趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を経るもの

(主な内容)

- ・施設の名称 高岡市里山交流センター
- ・指定管理者 高岡市手洗野1619番地
里山活性化協議会
- ・指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで(3年間)

2 指定管理者の指定について
(高岡市まちづくり福岡工房)

【経済振興課】

(趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を経るもの

(主な内容)

- ・施設の名称 高岡市まちづくり福岡工房
- ・指定管理者 高岡市福岡町下蓑255番地1
株式会社ウエルカム福岡
- ・指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで(3年間)

3 指定管理者の指定について
(高岡市福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室)

【福岡教育行政センター】

(趣旨)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、議会の議決を経るもの

(主な内容)

- ・施設の名称 高岡市福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室
- ・指定管理者 高岡市福岡町下蓑255番地1
株式会社ウエルカム福岡
- ・指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで(3年間)

4 財産の取得について

(災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)

【消防本部総務課】

(趣旨)

戸出消防署の救急車を災害対応特殊救急自動車として更新整備するもの

(主な内容)

- ・取得する財産 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材
- ・取得の価格 33,862,500 円
- ・取得の相手方 高岡市本郷一丁目1番1号
富山トヨタ自動車株式会社高岡店

最終日追加提案(1件)

人事案件(1件)

- ・人権擁護委員の推薦について意見を求める件
澤 豊志氏(3期)の任期が平成22年6月30日で満了することに伴うもの